

合意制家族の葛藤について
～家族内呼称の変動を用いて～

立木茂雄ゼミ

19061059 大八木 彩菜

合意制家族の葛藤について
～家族内呼称の変動を用いて～

大八木 彩菜

【要約】

家族とは何を指すのだろうか。家族の定義付けが難しくなっている現代において、人々は、お互いの合意や共同選択によってのみで成り立つ合意制家族を形成している。よって、合意制家族は、自由な反面、常に家族崩壊の危険性が伴っており、孤独や焦燥感などを感じやすい状況に人々は直面している。そのような背景の元で、家族内で合意が得られない時、家族はすぐに崩壊してしまうのだろうか。少しずつではあるが、離婚率は低下し、家族の重要性に関する価値観も上昇してきている。その結果、各家庭により、様々な問題（家族内合意のズレ）表面化の回避手段がとられている。今回は、そういった家族成員同士の関わりを調査していくにあたって、人と人との関係と密接なかかわりを持つ家族内呼称を用いて調査していく。家族の在り方の変容と同様に、家族内呼称も変化している。家族は愛情で繋がっており、脆いようで、頑固な集団である事を感じてほしい。

【キーワード】

合意制家族 家族内呼称 合意 問題表面化回避手段 愛情

合意制家族の葛藤について
～家族内呼称の変動を用いて～

大八木 彩菜

目次

0. はじめに
1. 現代の家族像について
 - 1-1 家族像の時代的变化について
2. 合意制家族について
 - 2-1 結婚・離婚問題について
 - 2-2 不安定な家族の在り方から自分を守る策
 - 2-3 離婚した家族の複雑な関係性
 - 2-4 合意制家族についての考察
3. 合意制家族と家族内呼称の変化
4. 大八木家での家族呼称
 - 4-1 時系列による呼称の変化
 - 4-2 第三者の状況で変化する呼称について
 - 4-3 大八木家の問題（合意のズレ）表面化の回避手段まとめ
5. まとめ
6. 参考文献

0章 はじめに

家族とは何を指すのか。

同居している成員を指すのか、血縁関係を指すのか、絆で結ばれている関係を指すのか、ペットは含まれるのか・・・人それぞれにより、千差万別の答えが返ってくるだろう。現代は、様々な形態の家族が存在している。Single mother・Single father・非婚カップル・血の繋がっている親・育ての親・週末にだけ会える親（両親の離婚により、日常生活を共にする親と、週末にだけ会える親が存在している場合）・Dinks（意図的に子供を作らない共働きの無子夫婦）・・・基本的な家族形態が特定できない状態が現状である。これは、日本だけにおける問題ではない。ヨーロッパや中国、世界中に広がりつつある問題である。

このような家族形態の変動に伴い、家族内呼称も大きく変化している。数人の友人達に聞いてみても、「お父さん・お母さん」と呼ぶ者は少数であり、各家々により、様々な呼称を使用していた。下宿を始めてから実家に戻ると、両親を「おいちゃん、おばちゃん」と呼ぶようになった友人。母親をニックネームで呼んでおり、父親への呼称は特に決まっていない友人。父親に対しては「お父様」、母親に対しては「お母さん」と呼ぶ友人。親子関

係だけではなく、兄弟関係にも影響はある。1番上の兄には「お兄ちゃん」、2番目の兄には「名前+ちゃん」と呼ぶ末っ子。実に様々である。また、家族内で呼称が統一していない、という事も特徴的である。家族からは「お父さん」と呼ばれるが、息子に向かっての自称は「パパ」と呼ぶ父親。父親の前では、母親を「お母さん」と呼ぶが、母親と二人の時には「名前+ちゃん」で呼ぶ子供。このように現在、呼称は変化に富んでおり、家族の在り方の変化に、密接な関係があるのではないかと考えた。

実際に、私自身の家族も「お父さん」「お母さん」という安定した呼称ではなく、様々な呼称を用いており、更に年々変化を遂げている。最近まで、自分の家庭は、他の家庭と比べて変わっている、と思っていた。しかし、友人の声を聞くと、自分自身の家庭だけではなく、社会的な流れであるという事に気付いた。そこで今回は、実際の私自身の家族内呼称を例に挙げて考察していきたい。

1. 現代の家族像について

まず始めに、家族像の時代的变化について、先行研究やデータを使って説明していきたい。そのうえで、現代の家族像を考察してみたい。

1-1. 家族像の時代的变化について

ここでは、日本の家族がどのように変化してきたか、という事について述べている野々山久也（2007年）の概念を用いて時系列に説明していきたい。以下は、野々山久也の『現代家族のパラダイム革新～直系制家族・夫婦制家族から合意制家族へ』を参考にまとめたものである。

(1) 直系制家族とは

明治期以降の家族の在り方である。

明治時代以前は、姉家督制（初生子が女子である場合、下に弟である長男がいても、それに優先して家督の相続を行うもので、日本にみられる相続方式のうち、非選定（決定）相続、すなわち長子相続の一つの型に属するもの）や末子相続制など、さまざまな相続の在り方の家族が全国各地に分布していた。しかし、江戸幕府の崩壊と共に、明治政府は、様々であった相続形態をあえて江戸時代の武士の相続制を規範にして、明治民法を制定し、長男ひとりに相続させる長子単独相続制を確立させるようになった。こうして、直系制家族が確立していく。またこの時に、家父長を中心にした長幼の序や男女の務など、家族内における基本的な行動規範を、学校教育をとおして修身教科書によって学習させていった。いわゆる「イエ制度」が確立していった。

このようにして、明治時代、家族生活におけるガイドラインが国家によって示される形になったので、各々の家族はそれに忠実に従うことになった。ガイドラインに沿っていく

ことで、子育てや相続は完結した。つまり、「制度としての側面」と「集団としての側面」が同時に備わった家族の在り方であり、日本における伝統的な家族の在り方である。野々山曰く、この時代の家族を「規範志向的家族」と呼ぶ。

(2) 夫婦制家族とは

第二次世界大戦後の家族の在り方である。

第二次世界大戦後、憲法や民法の改正のもとに、家族の在り方を「直系制家族」から「夫婦制家族」へと切り替えることになった。家族の中心を親子関係ではなく、結婚を通しての夫婦関係におくことになった。この家族では、民主主義を基本とする憲法に基づいて、相続制を均等分割制にし、長幼の差別や男女の差別の規範を差別するようになった。国は、それ以上に家族生活に対してはガイドラインを示さなくなった。そして、経済の高度成長期を通して、それまで農業を中心とした生活様式を営んできた多くの家庭がサラリーマン家庭へと変貌を遂げていった。サラリーマン家庭における理想の生活の在り方は、夫ひとりが外へ働きに出て、妻が専業主婦として家庭に残って家事育児に専念する、という固定的な性別役割分業とパターン化されていった。制度というよりは、むしろ社会集団という側面が重視されるようになった。野々山曰く、この時代の家族を「集団志向的家族」と呼ぶ。

(3) 合意制家族とは

これからの家族の在り方

現在、三世代同居が原則であった直系制家族は衰退し、夫婦制家族は定着しているものの、多様な家族の在り方の中で人々は生活している。2005年の厚生労働省『平成17年版国民生活基礎調査』によると、三世代世帯21.3%、単身世帯22.0%、夫婦のみの世帯29.2%、親と未婚子のみの世帯16.2%、その他の世帯11.3%になっている。実に様々な家族形態が存在している事が分かる。これまでの規範志向的または集団志向的というよりは、むしろ「ライフスタイル志向」によって選択された多様な家族の在り方の可能性が大きい。こうした変化の背景としては、平均寿命の伸長によって家族設計という発想が浮上した事である。こういった発想によって「ライフスタイル化」を可能にしている。また、高度成長により、女性たちは家庭外就労をするようになり、収入を得て、家庭内での発言権を大きくさせてきている。こういった背景をもとに、家族への依存を前提にした生活からの自立の可能性を拡大させてきたのである。このようにして今日、家族を形成する個人が各自の生活選好を重視し、従来の伝統的な規範やガイドラインからは自由になって家族の在り方を模索していく「ライフスタイル志向的家族」(合意制家族)が登場しつつある。家族のライフスタイルは、交渉や共感や配慮など、活発なコミュニケーションや相互作用を通して合意形成しながら展開していくことにはなるのではないだろうか。

一方で、個人は機能的に自立した存在であるが故に、集団規範よりも選好動機を優先に

するため、常に家族集団は崩壊する危険性を持ち合わせている。共同選択をするからこそ、家族はつながっているはずであるからだ。たとえば、各々の価値観によって共同選択された家族であっても、性別役割分業などの集団拘束的な家族構造が残っていることは確かである。それにより現在、合意形成してきているはずの家族内では、メンバー間の間に大きな認識のズレが存在している可能性があり、そういった問題が表面上にでた時、離婚等にもつながっている。

2. 合意制家族について

次に、Elisabeth Beck-germsheim によって書かれた『Reinventing the Family-insearch of New liestyle』(2002) を引用しながら、現代の家族の在り方についてより深く考察していきたい。尚、本章では『Reinventing the Family-insearch of New liestyle』(2002) の調査を参考、もしくは引用しており、本章では次節以降の引用や参考に際する参考文献の記述を、特に強調したい場合を除き省略することとする。

2-1 結婚・離婚問題について

Andrew.J.Cherlin によって書かれた『結婚・離婚・再婚』(1981年)により、今世紀における家族の多様性が述べられた。Andrewによると、本来ならば『結婚・離婚・再婚』ではなく、『同棲生活・結婚・離婚・同棲生活・再婚』と書くべきなほど、同棲者(未婚のカップル)や離婚経験者の数は増えているという。まさに、「家族」は定義し難いものになっている。1950年には、上記のような5つのイベントを経験している者は少なかったが、1990年代以降は稀ではなくなってきた。ドイツやアメリカでは、離婚数が増加するのと同時に、親に離婚された子供の数も深刻である。親に離婚された子供の数は、1960年には45000人、1992年には92000人、1998年には132000人にも及んでいる。このような離婚者の増加は、家族内のライフスタイルや関係性が、非常に脆く、不完全な状態であるからである。公認されている離婚数だけでも、こんなにも増加しているが、未婚のパートナーシップの数も増えており、そのような人達の別れの数もいれと、更に増加するだろう。そして、社会は、このような関係性の壊れ・脆さ・変革を受け入れなければいけないだろう。実際に、19世紀におけるドイツ社会は教会や法律において、人々の結婚を強く拘束していた。だから、離婚というものは基本的には存在しなかった(日本における、明治時代の規範志向的家族のようなものであろう)。しかし、時代は変わり、結婚や離婚を規制する法律はずいぶん緩和された社会になり、離婚に対するタブー意識は低下していった。このようにして、社会は変貌し、人々は「**From a bond that lasts a lifetime as a matter of course to one that is maintained only under certain conditions.**」を家族に求めるようになってきた。結婚している事が正しく、離婚は間違っただけの判断であるという、感覚自体が崩壊し、むしろ、離婚の必要性を考える社会になりつつある。

2-2 不安定な家族の在り方から、自分を守る策

(1) 離婚に対する策とは

上記で述べたように、現在は離婚が標準化され、結婚による生涯安定した家庭というものは、保証できない社会になってきている。しかし、離婚は結婚した段階から、意識的に願われて行われているものではない。だから、人々は自分の身を離婚のリスクから守ろうとし始めるのである。リスクから自身を守る策の例としては、事実婚（婚姻届は出していないが、事実上婚姻状態にある関係）、結婚はしているが同居はしない、子供は産まない等である。これに関して、Jurgen Schumacher（1981）による印象的な言葉がある。Couples increasingly develop strategies to ‘Minimize the risks associated with relationships, which have become higher than ever before’.これは、どのような意味か。人々は、夫婦間の relationship を望んでいない訳ではない。しかし、今後離婚をするかもしれない可能性に備えて、生活の建て直しにかかる労力を出来る限り避けたいのである。現在、結婚数と出産数の両方の数値が低下しているのは、このようなリスク削減策と捉えても良いだろう。更に、Diekman と Engelhardt（1995）によると、将来のリスク（離婚）を考慮してのリスク削減策は、雪だるまのようにリスク（離婚）の可能性を増加させる事になる。というのも、リスク削減策としての別居生活や無子夫婦（DINKS）は、子供や家や財産の分配といった、離婚の最も大きな不安要素が非常に小さくなるので、離婚しやすい環境をどんどん作り出してしまうのである。また、Diekman と Engelhardt は女性の就業と離婚における相互作用についても述べている。既婚の女性が働き、収入を得るようになった事により、女性自身の人生設計感が形成される。結婚によって、相手（夫）に自分の生涯を委ね続ける覚悟をするのではなく、自分自身のキャリアの一部として、結婚を位置づけるようになる。その結果として、女性は無条件に結婚生活を続けようとはしなくなるのである。よって、自分を守る策の一つとして、女性は就業することになる。

Diekman と Engelhardt（1995）によると、結婚前の同棲（将来的に結婚するかどうか定かではない点においては、事実婚）は別れの可能性を40-60%増加させる。同棲する事により、しっかりとお互いの相性をチェックしているからだろう。結婚するという事は、お互いの感性の調和が不可欠だと考える人々にとって、結婚する前にあらかじめお互いの感性の調和度を試すのは賢明な策なのである。そして、同棲前には知る事が出来なかった生活感・感性のずれ（習慣や、お金の使い方など）に気付いた時、結婚は無意味なものである、と考え始めるのである。

(2) リスクを軽減する策の効能は？

結論から述べると、リスク（離婚）を軽減するための策は、逆に離婚を加速させている、と言えるだろう。しかし、犠牲を最小限にしている事も事実である。正式に結婚していない限り、法的な手続きや離婚による金銭的負担もしなくてよい。子供がいなければ、親権

問題も争わなくてもよい。女性が就労していれば、今後の生活を元パートナーに頼りきる必要もない。リスクを減らそうと考えだされた策は、カップルの **relationships** を脆くさせている事になる。しかし、もっと長い目で見ると、離婚に対する保護策にもなっている。こういった意味で、それらの策は、リスクを引き起こすが、軽減もさせているのである。それらの策は、カップルのための策ではなく、個人個人のための策なのである。

2-3 離婚した家族の複雑な関係性

上記のような、同棲生活や事実婚から一步進み、結婚した夫婦が離婚した時、どのような問題が起こるか、について考えていきたい。離婚後、新しい生活について多くの話し合いが必要とされる。家や土地などの財産分配、親権問題、権利と義務。離婚後、家族内の関係は、良くなる場合も悪くなる場合もあるが、必然的に新しい関係性が生まれる。元パートナーであった2人はお互いに主張を繰り返す。2人の子供は、両親が仲良く戻る事を切実に願う。しかし、それは虚しい願いであり、両親はバラバラの方向へと進んでいく。そして、酷な事に、裁判になると両親がよく口にする言葉は「お父さんと暮らしたいか？お母さんと暮らしたいか？」である。離婚後、前の父（母）の新しい生活や再婚の喜びを聞かされる。子供は、両親の間で兄弟バラバラにされる事もある。そして、離ればなれになった父（母）や兄弟との関係性は、急速に消えていきがちである。そして、別れた父方（母方）の祖父母との関係も悪くなっていく。このように、離婚が起これば、全ての環境が不安定になっていくのである。

そして、多くの離婚者は、のちに、再婚（自分と同様に結婚経験者や、子供がいる相手）をおこなう。その結果、多くの子供たちが血の繋がっていない親と一緒に、成長していく事になる（ステップチルドレン）。最近では、このような世帯が家族文化の1つとなっている。こうした家族には、たくさんのルールや約束事を決めるための話し合いが必要である。なぜなら、前の家族でのルール（食事のマナーや、互いの呼称など）と、現在の家族のルールは異なるからである。タブー（新しいステップペアレントに対して、前の両親について話さない等）に気をつけながら、神経質でバランスのとれた言動が求められるようになる。子供たちは、常に、前の家族と今の家族の間を行ったり来たりする。

「結婚と離婚の連続性」「多数の親の家族」「つぎはぎ家族」。これらは全て、新しい家族体系である。これらの特徴として、家族に所属している人が明確でない事が挙げられる。家族を定義づけるものがないのである。もはや、一つ一つの家族が、定義をもって生活しているのである。血縁関係で構成される伝統的ルールに今すぐ戻る事は、今後ないだろう。これから大切になってくるのは、離婚の後も持続する「社会関係家族（**the social relations stemming**）である。一つ、血縁関係でつながっている家族と、信頼関係でつながっている

家族についての興味深い例を挙げてみる。血は繋がっているが今何をしているかさえ分からないような孫と、**stepgrandchildren** であるが、いつも身の回りの世話をしてくれている孫をもつ祖父母は、財産分配をどのようにするのだろうか？

両親の離婚を経験した子供たちは、疑い深く、嫉妬深く、憤慨しやすい性格になりがちである。しかし一方で、彼らは、離婚した両親の間にたつ時、どちらに対しても注意深く、抜け目がないように、正しい演出法を見いだす。1つの例を挙げてみる。母親の新しいパートナーである **Daul** を‘お父さん’と呼びたいが、もし、本当の父親がこれを聞いたらどう思うだろう？これらの葛藤の中で、子供たちはやり繰りする。このような複雑な関係性のなかでの、マネジメント能力は大人達よりも優れているかもしれない。そして、自らがこのような経験をした子供達は、将来、**old family model** を経験出来ないかもしれないし、逆に自分の子には同じ経験はさせないかもしれない。

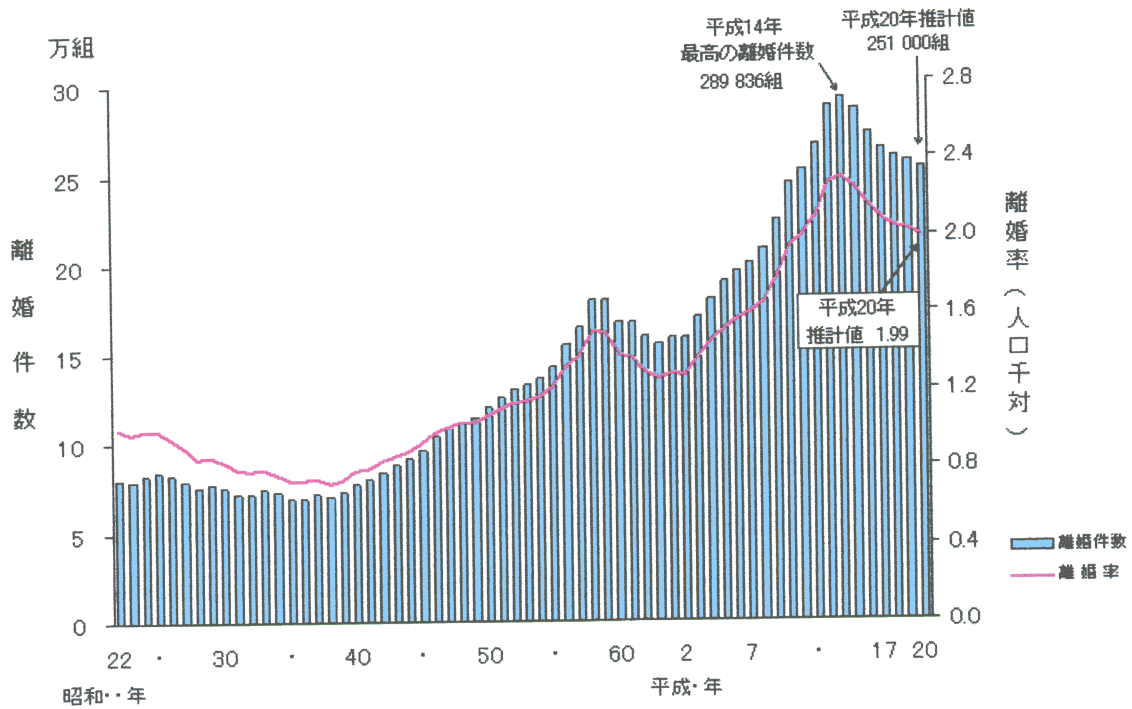
こういった家族体系の変化による混乱は起こり続けている。この先、伝統的家族モデルの復活が起こるかどうかは分からない。今まで、アブノーマルとされてきた離婚が、ノーマルになったように、何がノーマルで何がアブノーマルかになるかは未知である。一つ言えることは、これからは、ノーマルバイオグラフィではなく、「**do-it-yourself biography**」を形成していく時代である、という事だ。

2-4 合意制家族についての考察

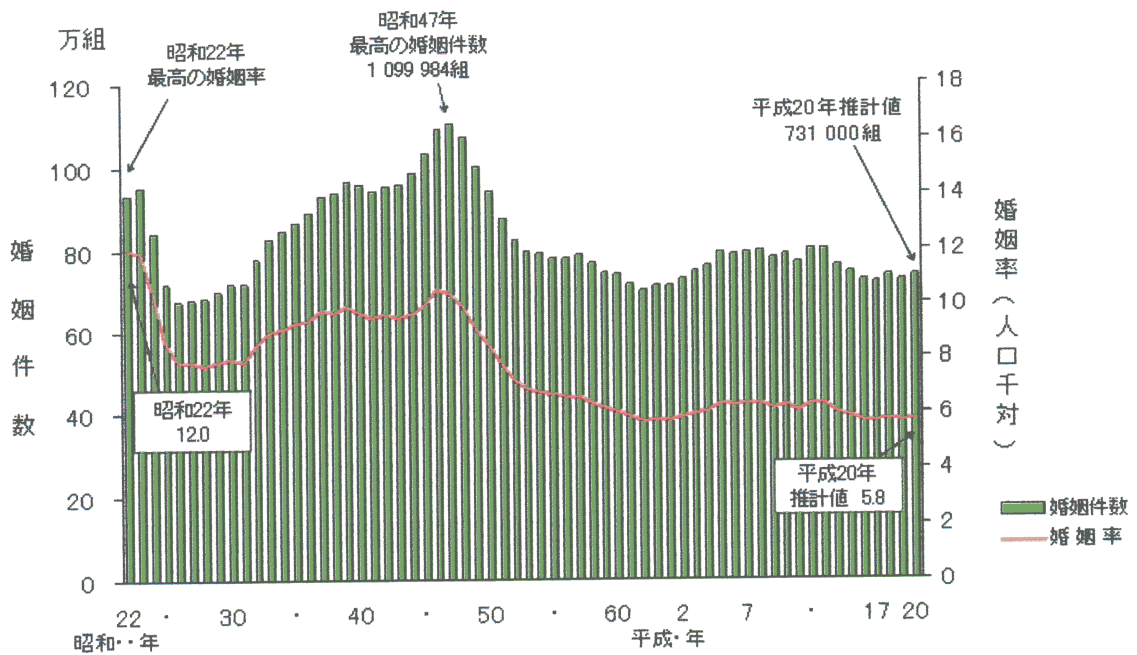
ここまで、**Elisabeth Beck-germsheim** によって書かれた『**Reinventing the Family-insearch of New liestyle**』(2002)を参考にしながら、現代家族の特徴を述べてきたが、次に、統計データを使って現代家族像について考察していきたい。

(1) 離婚率は、本当に上昇し続けているのか

2-1で述べたように、現在の合意制家族は様々な問題を抱えている。日本における、結婚や離婚問題について、実際のデータ(厚生労働省：平成20年人口動態統計)を使って考察していきたい。



厚生労働省（平成 20 年）より作成
 図 1 離婚件数および離婚率の年次推移



厚生労働省（平成 20 年）より作成
 図 2 婚姻件数および婚姻率の年次推移

① 離婚率の高さ

図1から、平成20年離婚件数251000組、離婚率1.99（人口1000人対）である事が読み取れる。つまり、1000人中1.99人しか離婚していない事になる。一見すると、非常に少ない数のように感じる。しかし、平成20年婚姻件数731000組、婚姻率5.8（人口1000人対）である（図2参照）事から、実際の人数で計算してみると感じ方が変わってくる。

$$\text{離婚件数 (251000組)} \div \text{婚姻件数 (731000組)} = 34.3\%$$

つまり、平成20年に結婚したカップルが10人いれば3.4人は離婚している事になる。日本においても、離婚率のこの高さは非常に問題である事が読み取れる。

② 離婚件数・離婚率の低下

図1から、平成14年離婚件数289836組、離婚率2.31（人口1000人対）から平成20年離婚件数251000組、離婚率1.99（人口1000人対）に減少している事が読み取れる。離婚件数だけの減少なら、婚姻件数の減少が原因であるとも考える事は出来るが、平成14年婚姻件数755000組から平成20年婚姻件数731000組（図2参照）と大きな変化は見られない。かつ、離婚率も減少しているため、平成14年以降、離婚の割合は確実に減少している事が読み取れる。平成14年以降、なぜ離婚率は減少しているのか、この論文を通して考察していきたい。

(2) 結婚についての意識変化

離婚数が、平成14年以降減少している事実について、考察していきたい。下記の図3は、国立社会保障・人口問題研究所による第113回出生動向基本調査によるデータを使用している。

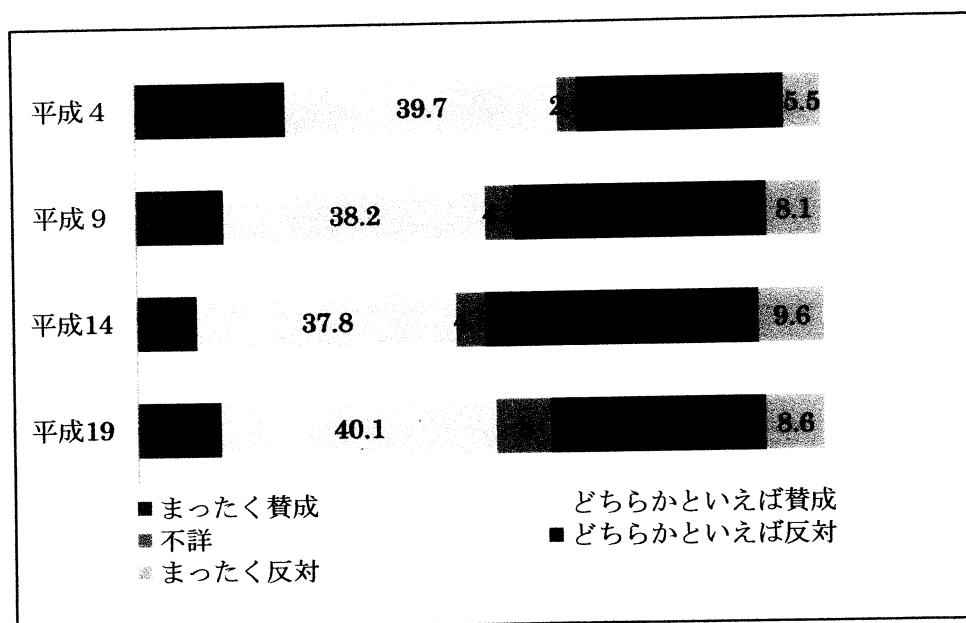


図3 生涯独身で過ごすというのは望ましい生き方ではない

この図は、平成4年から平成19年にかけて、生涯独身で過ごすというのは望ましい生き方かどうか、という結婚に対する意識変化を表している。左から順に、「まったく賛成」「どちらかといえば賛成」「不詳」「どちらかといえば反対」「まったく反対」となっている。「まったく賛成」と「どちらかといえば賛成」を合わせたものを「賛成」と解釈した場合、「賛成」を選択した人は、生涯独身で過ごすというのは望ましい生き方ではない、と考えている事になる。このように考えると、平成4年から平成14年にかけては、賛成の割合が61.6%（21.9%と39.7%を合わせた値）から46.5%（8.7%と37.8%を合わせた値）に減少しており、生涯独身であっても構わない、という考え方に移り変わっている。しかし、平成14年から平成19年にかけては、賛成の割合が46.5%から52.2%（12.1%と40.1%を合わせた値）に増加しており、生涯独身で過ごす事に抵抗を感じ始めている事が読み取れる。離婚数が平成14年以降減少し始めた背景には、人々の結婚に対するこのような意識変化があった事が分かる。

しかし、「do-it-yourself biography」のこの時代、離婚をしようと、生涯独身であろうと、個人の自由であり、周囲から非難される事も年々少なくなってきたはずである。それにも関わらず、人々はなぜ近年になって、離婚や生涯独身生活に抵抗を覚え始めたのか。家族に所属している成員が明確ではなく、家族を定義づけるものがない現在において、人々は自由である反面、なにかしらの不安を感じ始めているのではないだろうか。

社会から家族形成における規範がなくなり、人々が不安を感じはじめるといった点において、デュルケームの自殺論による「アノミー」を用いて説明したい。アノミーとは、従来の社会規範が緩んだり崩壊したりするため、人々の行為や欲求に規制が加えられなくな

り、焦燥や欲求不満が生じることである。デュルケームは、結婚生活の機能についてアノミーと交えて、次のように述べている。

結婚生活とは、両性の関係に対する一つの規制、すなわち肉体的欲望およびその上に文化がしだいに積み重ねてきたあらゆる種類の感情に対する規制である。人間の異性に対する愛情というものは、直接に肉体的なものであるよりもはるかに精神的なものであり、それは常時人々の心を刺激し、興奮させ、抑揚させるコンスタントな欲望となっている。このように変形された諸傾向は、まさに直接的に肉体的必然性に依存していないがために、それに対する社会的規制が欠かせないものとなってくる。肉体の中にそれを抑制してくれるものがなにもないので、社会の手による抑制が必要なのである。結婚生活の果たす機能は、まさにここにある。このように、婚姻とは一つの社会制度であり、移ろいやすい情念に歯止めをかけ、心に安定をもたらす働きをもつのである。

この理論を、現在の日本の状況にあてはめてみる。結婚や離婚に対する規制は、明治時代には国によるガイドラインがあり、戦後には集団規範により周囲からの非難があったが、合意制家族になって何の規制もなくなった。それにより、合意制家族になってからは、離婚率は上昇し続けていた。しかし、家族や結婚に対する規制や規範が緩んだ事によって、人々は焦燥や不安を感じ始めるようになった。社会的に認められ、規制のかかった結婚というものこそが、人々の心に安定を与えていたためである。そのため、離婚や独り身である事は自由であるはずなのに、人々は離婚や独り身という手段に抵抗を覚え始めたのではないだろうか。規制がなくなり、自由になった所で、焦燥感や不安感を持ち続ける人間にとって、規制や規範が無くなったとしても愛情に準拠した家族を形成した方が好ましい、という事に気付き始めたのではないだろうか。図4は、上記の内容を図式で表したものである。

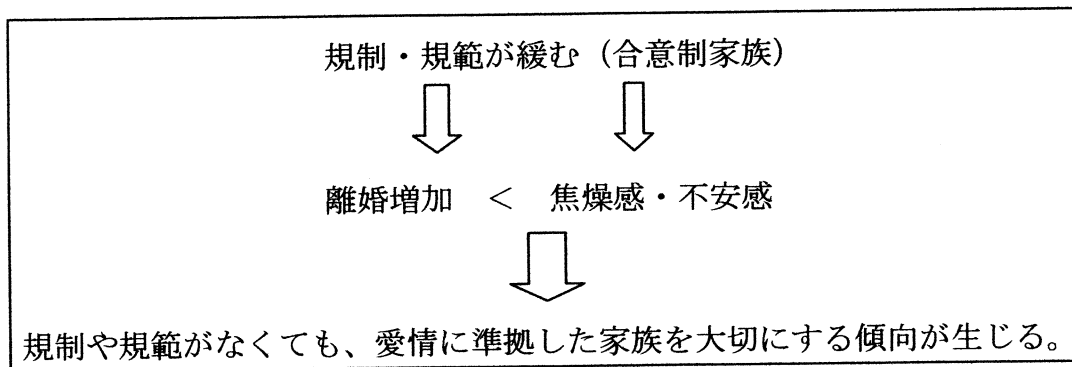


図4 現在の人々の家族形成への意識変化

3. 合意制家族と家族内呼称の変化

合意制家族は、集団規範よりも選好動機を優先にするため、共同選択や合意が得られな

い場合、常に家族集団は崩壊する危険性を持ち合わせている。そのため、夫婦間や家族内で、共同選択や合意が得られない場合は、家族は崩壊してきた。しかし、2章のように今後、人々が離婚や家族崩壊を拒否する場合、合意制家族の中で、人々はどのような手段を取るのだろうか。

そこで、合意制家族の特徴であろう呼称の多様性を用いて考察していきたい。合意制家族は、各々の家族内で家族のルールや定義を持っている。よって、家族内呼称も各々の家族によって様々であり、呼称の多様性は合意制家族の特徴とも言えるであろう。過去の先行研究としても、津留宏による「家族称呼からみた家族関係」という論文には以下のように書かれている。「従来の標準的な家族称呼が崩れて新しい称呼が生じつつある。旧い称呼の権威的、序列的、形式的なものが、より平等的、人間的、親愛的な呼び方にとって代われようとしている。恐らくこれは家族制度の変化と共に、封建的家族意識の減退、個人意識の昂揚等によるものであろう。」(津留宏,1956) このように、合意制家族形成と呼称の変化には、非常に大きな結びつきがあるのではないだろうか。実際に、友人数名に家庭内呼称について尋ねてみたところ、「お父さん・お母さん」と呼ぶ者は少数であり、各家々により、様々な呼称を使っていた。下宿を始めてから実家に戻ると、両親を「おいちゃん、おばちゃん」と呼ぶようになった友人。母親をニックネームで呼んでおり、父親への呼称は特に決まっていない友人。父親に対しては「お父様」、母親に対しては「お母さん」と呼ぶ友人。親子関係だけではなく、兄弟関係にも影響はある。1番上の兄には「お兄ちゃん」、2番目の兄には「名前+ちゃん」と呼ぶ末っ子。実に様々である。このように現在、呼称は変化・多様性に富んでおり、合意制家族の象徴とも言えるだろう。

4 大八木家での家族呼称

実際に、私の家族内の呼称を用いて、呼称の多様性、今後の家族像の動きを検証していきたいと思う。また、分析を始める前に、呼称を4つに分類して定義づけておきたい。この分類は、津留宏の「家族称呼からみた家族関係」(1956年)を参考にしている。

(i) 普通名詞

お父さん、お兄さん、おばあちゃん等

(ii) 固有名詞

正雄、節子ちゃん、本人の名前の全部、もしくは名前の一部を含むもの

(iii) 代名詞

おまえ、あなた、君など

(iv) 呼びかけ

おい、ちよつと等

これらの言葉の意味を理解したうえで、説明していきたい。

4-1 時系列による呼称の変化

表<lt時期による自籍の変化について>>
その期にいる人

条件①子供ができるまでの自籍(約26~27年前)			
父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)	おれ		
母(妻)	わたし		
長男(兄)			
長女(妹)			

条件②長男が生まれてからの自籍(約23~25年前)			
父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)	おれ	パパ	
母(妻)	わたし	ママ	
長男(兄)	ゆう		
長女(妹)			

条件③長女が生まれてからの自籍(約16~22年前)			
父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)	わたし	ママ	ママ
母(妻)	わたし	ママ	ママ
長男(兄)	ゆう	ママ	ママ
長女(妹)	あや	あや	あや

条件④長女が小学校に入学してから(約11~15年前)			
父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)	わたし	ママ	ママ
母(妻)	わたし	ママ	ママ
長男(兄)	ゆう	ママ	ママ
長女(妹)	あや	あや	あや

呼ぶ人

表<lt時期による一対一での関係における呼称の変化について>>
呼ばれる人

条件①子供ができるまでの呼称(約26~27年前)			
父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)	おれ		
母(妻)	わたし		
長男(兄)			
長女(妹)			

条件②長男が生まれてからの呼称(約23~25年前)			
父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)	おれ	お兄ちゃん	
母(妻)	わたし	お兄ちゃん	
長男(兄)	ゆう	お兄ちゃん	
長女(妹)	あや	あや	

条件③長女が生まれてからの呼称(約16~22年前)			
父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)	わたし	ママ	ママ
母(妻)	わたし	ママ	ママ
長男(兄)	ゆう	ママ	ママ
長女(妹)	あや	あや	あや

条件④長女が小学校に入学してから(約11~15年前)			
父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)	わたし	ママ	ママ
母(妻)	わたし	ママ	ママ
長男(兄)	ゆう	ママ	ママ
長女(妹)	あや	あや	あや

呼ぶ人

表<lt時期による呼ばれたい呼称の変化について>>
呼ばれる人

条件①子供ができるまでの呼ばれたい呼称(約26~27年前)			
父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)	おれ		
母(妻)	わたし		
長男(兄)			
長女(妹)			

条件②長男が生まれてからの呼ばれたい呼称(約23~25年前)			
父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)	おれ	お兄ちゃん	
母(妻)	わたし	お兄ちゃん	
長男(兄)	ゆう	お兄ちゃん	
長女(妹)	あや	あや	

条件③長女が生まれてからの呼ばれたい呼称(約16~22年前)			
父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)	わたし	ママ	ママ
母(妻)	わたし	ママ	ママ
長男(兄)	ゆう	ママ	ママ
長女(妹)	あや	あや	あや

条件④長女が小学校に入学してから(約11~15年前)			
父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)	わたし	ママ	ママ
母(妻)	わたし	ママ	ママ
長男(兄)	ゆう	ママ	ママ
長女(妹)	あや	あや	あや

呼ぶ人

表1～表3は、時系列ごとに条件分けを行った大八木家の呼称の移り変わりである。

表1は、時期による自称の変化について。

表2は、時期による一対一での関係における呼称の変化について。

表3は、時期による呼ばれたい呼称の変化について。

を表している。今回、時期を6つの区分に分けたが、父と母それぞれにインタビューを行い、「いつ頃に呼称・自称・呼ばれたい呼称が変化したのか」を尋ねた結果、父も母も無意識のうちに、子供のイベントを区切りに答えていた。その結果、長男が生まれた時・長女が生まれた時・長女が小学校に入学する時・長男が高校に入学する時・長女が大学を入学する時の6つの時期に分けてみた。このインタビューから、どれだけ個人のライフスタイル志向が重視される合意制家族であっても、家族（両親）にとって、様々な意思決定や思い出となる分岐点は、子供のイベントごとに記憶されている、という事が分かった。国からも集団からも、呼称の変化はどの時期に行うものか、等と定められているわけではないが、夫婦の中でお互いに子供を中心に記憶にあるというのは、愛情で家族が形成されている証拠でもあるだろう。

では、具体的に、時系列ごとにおいて家族の変容を確かめていきたい。表の中で色が塗られている個所は、その時期の特に注目すべき変化を示している。

(1) 子供が生まれるまでの家族形成（約26年前～27年前まで）

結婚して、子供が生まれるまでの夫婦生活では、自分の事は「おれ」「わたし」と呼び合い、お互いを名前で呼び合い、実際にそのように名前で呼ばれたい、と願っていた。つまり、各々の呼ばれたい呼称と呼ばれる呼称が合致していた。

(2) 長男が生まれてからの家族形成（約23年前～25年前まで）

長男が生まれてからは、父と母は子供に対する自称が「パパ」「ママ」になる。つまり、子供本位の呼び方になろうとするのである。実際に、父も母も、子供から「パパ」「ママ」と呼ばれたいと思っていた。それと、同時に父と母の間での呼称にも変化が伴うようになる。今まで、名前で呼び合ってきたが、「パパ」「ママ」と呼び合う機会ができたのである。しかし、インタビューによると、母は『父と二人の時には名前のままで呼んで欲しかった。これは、現在に至るまで変わらない気持ち。とは言うものの、この時期は子育てする事に時間の殆どが注がれていたため、父と二人になる時間もあまりなかったため、「ママ」と呼ばれる事に、あまり抵抗はなかった』と話している。

父と母の間での子供本位的呼称に関連して、家族内称呼の調査を行った津留宏による先行研究を見てみる。「一般に夫婦間の呼び方は夫→妻に名前の呼び捨てが多いほかは、一定の呼び方がなく、或いは過去にあったものが崩れて「おまえ」「あんた」のような一般的な代名詞や、「おい」「ちょっと」のような漠然たる呼びかけや、或いは子供が父母を呼ぶ

呼び方を借りて相互に呼んでいるのが大きな特色である。・・・間省略・・・子供本位の呼び方の多い点からみても、日本の夫婦関係が夫婦としてよりも子供の父母としての関係の方が大きいことが一般的に思わせる。」(津留,1956)と書かれている。つまり、日本の場合、子供本位的な呼び方を夫婦間で使用する事は珍しい現象ではなく、ごく当たり前のものであった。しかし、この論文で注意しなければいけないのは、これは1956年に書かれたものであり、まだまだ集団志向的家族の真ただ中の資料である。よって、家族の上下関係や権威的關係が根付いているため、子供本位的な呼び方の威力は、現在に比べて強かったであろう。また、一つの家族の呼称について、年次的移り変わりは研究されていないので、今回の論文では、どのように家族内呼称が変化していくのかについても考察していきたい。

(3) 長女が生まれてからの家族形成(約16年前～22年前まで)

長女が生まれてからも、父と母は子供に対する自称は「パパ」「ママ」のままである。そして、父と母の間での呼称は、名前で呼び合う事はなくなり、「パパ」「ママ」が基本になっていった。そして、「パパ」「ママ」でもない、「おたく」「ちょっと」等の代名詞や呼びかけによる曖昧な呼び方が生じ始めた。この原因としては、1つ目に、子供本位の呼び方のみから脱皮しかけようとする時期であったからが挙げられる。2つ目に、夫婦間の仲の良し悪しに関わる問題が挙げられる。実際に、私(長女)が小さい頃から、夫婦喧嘩は頻繁に起こっていた記憶がある。夫婦喧嘩を行い、家族形成をしていく上で共同選択をとる事は、合意制家族にとって非常に大切である。しかし、この場合、お互いに同意を得ていない呼称が現れており、のちの夫婦間のズレを生み出す事になる。

(4) 長女が小学校に入学してからの家族形成(約11年前～15年前まで)

長女が小学校に入学してからも、父と母は子供に対する自称は「パパ」「ママ」のままである。しかし、父から母に対する呼称からは「ママ」は消え去り、「ちょっと・おたく」という代名詞に変わってくる。それと同時に、母・長男・長女が揃って、父の事を「ごん」と呼ぶようになる。母曰く、長女が小学校で「私のお父さんは、ゴリラみたいに大きい」と言った事がきっかけで、家族の中でネタにしたのが始まりであつたらしい。これは、この時期でなければ単なる笑い話で終わっていただろう。しかし、ちょうど家族の中で2つの大きな感情の転機が重なったため、父に対する呼称が「ごん」に定着してしまったと考えられる。1つ目に、父が、母に対する呼称を、子供本位の「ママ」という呼び方から、同等の家族成員としての呼び方へと転化しようとしていた時期であった事。2つ目に、長男長女が小学校で「パパ」「ママ」という呼び方に対する恥ずかしさを感じ始めた時期であった事。そのような転機が重なり、「ごん」という呼称が生じた。しかし、父自身は「ごん」と呼ばれる事に対して、初めは笑っていたが、『「ごん」じゃないです』と話していた事が、私(長女)の記憶にある。

このように、この時期は、大八木家にとって大きな節目の時期であった。というのは、父母にとって、お互いに呼んで欲しい呼称で呼んでももらえない、という問題が起こり始めたからである。子育てが少し落ち着き始め、夫婦二人きりの時には父には「香織」と呼んで欲しい、せめて家族の役割である「ママ」と呼んで欲しいという思いを持つ母。母に対しては「かず・パパ」と呼んで欲しく、長男長女に対しては以前のまま「パパ」と呼んで欲しいという思いを持つ父。このように父母に関しては、お互いに合意が得られていない呼称になり始めたのである。また、小学校に入学する事によって周囲の環境も変わり、「パパ・ママ」と呼ぶには照れくさく感じ始め、母親が父親を「ごん」と呼ぶ以上、自分達も父親の事を「ごん」と呼んだ方がいいのか（長男長女は小さい頃、父側より母側の意見を優先しがちであった。）と考え始めた長男長女。つまり、父母の間ではお互いに自分の呼称に合意していなかった事になり、父子の間では、父は自分の呼称に対して合意していなかった事になる。

(5) 長男が高校に入学してからの家族形成（約5年前～10年前まで）

自分の呼称（「ごん」）に対して合意していなかった父であったが、行動を大きく起こし始める。自分の事を「お父さん」と呼んで欲しいと思うようになり、子供に対する自称を「お父さん」と改めて呼び始める。更に、子供に対して母の事を話す時「お母さん」と呼ぶようになった。実際に、私（長女）の記憶にも、「お父さん、お母さんと呼びなさい」と言われた記憶がある。しかし、母は以前と変わらず、子供に対する自称は「ママ」である事が多く、「ママ」と呼んで欲しいのだという事も子供ながらに分かっていた。今回のインタビューで、実際に「ママ」と呼んで欲しかった、という事も本人が証明している。更に、母は、子供に対して父の事を話す時は変わらず「パパ」と呼ぶ事もあったが、「お父さん」と呼ぶ事は決してなかった。つまり、長男長女は、父は「お父さん」「お母さん」と呼んで欲しいのだ、という事を知っており、母は「パパ」「ママ」と呼んで欲しいのだという事を知っていた。よって、「お父さん」「お母さん」と呼べば父の味方になるようで、「パパ」「ママ」と呼べば母の味方になるようで、どのような呼称を使えば良いのか分からない、という状態に長男長女は陥っていた。家族内での呼称に対する合意のズレが大きく生じたのである。

そして、そんな状況の中、合意制家族の特徴である個人のライフスタイルの重視といった点において、母は様々な趣味に没頭していた。家族内役割の「母親的働き」重視というよりは、仕事（結局は家族のためなのではあるが。）や趣味に対する時間の費やし方が増えていた。そのような母の言動により、母子の間において平等的・対等的・親愛的な関係が生まれていた。結果、ちょうど父母の呼称について葛藤があった長男長女は、母に対して「かおっちゃん」と呼ぶようになり、母は子供に対して自分の事を少しずつ「わたし」と話すようにもなる。

このようにして、長男長女は母に対しては「かおっちゃん」と呼ぶようになり、父に対しては「～している人」や「ちょっと、ねえね、おとん」と言った曖昧な呼び方をするようになっていった。つまり、合意制家族において、家族内での合意や共同選択が見受けられない場合、離婚や家族崩壊といった形を取りがちであったが、実際に家族内での合意や共同選択が行われない時、大八木家では曖昧な呼称にする事によって、争いを回避しているのである。それぞれがそれぞれの呼称に対して葛藤があるのだが、それをうまくやりくりする事によって、家族を成り立たせようとしているのである。

(6) 長女が大学に入学してからの家族形成(約4年前～現在まで)

この時期も、変わらず、父は「お父さん」「お母さん」と呼んで欲しく、母は「パパ」「ママ」と呼んで欲しい状態は続いている。しかし、大きく変わる点が2点ある。1点目は、母が長男長女に対する自称を「お母さん」と呼ぶ機会が非常に多くなった事である。今まで、子供に対して呼ばれたいと思う呼称で、母は自分を呼んでいた。しかし、今回本当は「ママ」と呼ばれているが「お母さん」と自称している。これは、「かおっちゃん」という友人関係のような呼称よりは、家族としての役割を表す「ママ=お母さん」と呼んで欲しい、といった気持ちではないだろうか。実際に『なんで、友達みたいに「かおっちゃん」って言うの？ママって呼んでよ。せめて「お母さん」って呼んで』と最近言われた記憶もある。2点目は、父が母から呼ばれたい呼称が「パパ」のみになった事である。今まで、母から呼ばれる呼称は、『「かず」でも「パパ」でも、どちらでも良い、なんでも良い』と考えてきた父であり、子供には「お父さん」「お母さん」と呼んで欲しいと考えている父であるが、急に母に対しては「パパ」と呼んでもらいたい、という事がインタビューで分かった。

この2つの変化はどのようにして生じたのだろうか。合意制家族の本質である共同選択(家族成員同士で、家族内呼称を定める事)が崩れている状況を、父や母なりにどうにかしようとした結果ではないだろうか。もうすぐ、長男長女は共に社会に出ていき、また家に残るのは父と母だけになる可能性もある。そんな風に考えると、もう一度しっかり、家族内呼称の合意を形成したい、という思いは想像しやすい。

以上のように、大八木家では何段階にも分かれて家族内呼称が変化してきたが、家族内呼称に合意が得られないで過ぎてしまった時間があったため、現在においてもいくつかの問題を抱えている。そういった問題について次の章から見ていきたい。

4-2 大八木家における呼称問題

(1) 一対一での関係における呼称について

表4 一対一での関係における呼称について

		呼ばれる人			
		条件①友好状態において			
		父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
呼ぶ人	父(夫)		あの一・おたく・もしもし	勇毅	彩葉
	母(妻)	おたく・パパ		勇毅・ゆうちゃん	彩葉・あやちゃん
	長男(兄)	～している人	かおっちゃん		彩葉・ぼけちゃん
	長女(妹)	ちよつと・ねえね・おとん	かおっちゃん	お兄ちゃん・にーぼん	
		条件②緊張状態において			
		父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
呼ぶ人	父(夫)		おたく・自分	勇毅	彩葉
	母(妻)	おたく・自分		勇毅	彩葉
	長男(兄)	(聞いた事がない)	かおっちゃん		彩葉
	長女(妹)	自分	かおっちゃん・ママ	お兄ちゃん	

ここでは、一対一での直接的関係における、緊張状態時に生じる問題について考えていきたい。表1は、一対一での直接的関係における呼称について表したものである。「条件①友好状態において」というのは、呼ぶ人と呼ばれる人の関係が仲の良い状態を指し、「条件②緊張状態において」というのは、呼ぶ人と呼ばれる人の関係が悪い状態、または真剣な状態を指している。また、これ以降の表に使用される呼称は、呼ぶ頻度が多い順に並べて表記している。例えば、父が母を呼ぶ時、一番頻繁に使用する呼称は「あの一」であり、次に「おたく」であり、次に「もしもし」である事を指している。

この定義を頭におきながら分析していきたい。まず、条件①・条件②の両者から読み取れる事は、子供から父・母に対して「お父さん」「お母さん」といった呼称が定まっていない事である(規範志向的家族や集団志向的家族では、この呼び方が主であった。)。むしろ、子供から母に対しては、名前+「ちゃん」で呼んでいる事が多い。子供から父に対しては、特に定まった呼称がない事が読み取れる。古い称呼の権威的、序列的、形式的なものが、より平等的、人間的、親愛的な呼び方に変化している事が分かる。次に、条件①友好状態と条件②緊張状態を比較してみたい。友好状態においては、両親が子供に呼びかける時、または子供同士で呼び合う時には、愛情を含めたふざけたあだ名(例：にーぼん、ぼけちゃん)で呼び合っている事もあるが、緊張状態においては、基本的には名前を呼び捨てで呼ぶ、という状態に統一されている事が分かる。一方でこの表から読み取れる問題・問題表面化の回避手段は2つある。

(1) 長男長女による問題(合意のズレ)回避手段

長男長女から父を呼ぶ時を考えてみる。長男から父を呼ぶ時には、友好状態では、「～している人」と呼んでいる。これは、父との仲が悪い訳では全くなく、父に対しての愛嬌をもった呼び方である。例えば、父が寝ていると「寝ている人」、父が太ってきたら「太い人」と呼んでいる。この時点で、既に、個人を特定する普通名詞や固有名詞ではないが、少なくとも愛情を持ってふざけて話しかけている。だからこそ、緊張状態になると葛藤・問題が生じる。友好状態においても、長男長女から父への呼称は定まっていない

のではあるが、緊張状態になると更に、問題は深刻化していき、長男においては「呼ばない」という手段を取るようになるのである。長女から父に対しても同様に、友好状態では「ちょっと、ねえね、おとん」等と呼んでいるにも関わらず（この時点で、既に「おとん」以外は固有名詞ではなく呼びかけであるが。）、緊張状態になると代名詞である「自分」という呼びかけのみへと変化する。このように、友好状態では呼べるが緊張状態では呼べない呼称が生まれてくる。つまり、友好状態では、冗談混じりで呼べる呼び方であっても、真剣で緊迫した状態の緊張状態においては、どのように呼ぶべきか、を考えてお互いを呼んでいるのである。

(2) 長女による問題（合意のズレ）の回避手段

長女から母に対する呼称を考えてみる。友好状態では「名前+ちゃん（かおっちゃん）」であるのだが、緊張状態になると「ママ」と呼ぶ事がある。これは、時系列の表で分析したように、母は「ママ」と呼ばれる事に合意しているのを知っているがゆえに、日常では使用しない「ママ」をあえて使用しているのである。このように、友好状態では呼んでいないが緊張状態では呼ぶべき呼称が存在している事も読み取れる。

これら2つの呼称の友好状態と緊張状態における変化は、一見、見逃しがちな小さな動きではあるが、家族内で呼称の合意ができていない為に生じる紛れもない問題である。

4-2 第三者の状況で変化する呼称について

お互いの合意や共同選択によって成り立っている合意制家族にとって、家族内呼称というのは、呼ぶ人呼ばれる人の一対一での直接的関係だけの問題ではなく、第三者からの理解も必要となってくる。よって、第三者の存在の有無で生じる家族内の呼称問題について考察していきたい。

(1) 第三者がいる状況での直接的呼称について

表5 第三者がいる状況での直接的呼称について

呼ばれる人

基本: 一対一で話をする時

	父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)	その場にいる人			
父(夫)		あの一・おたく・もしもし	勇毅	彩葉				
母(妻)	おたく・パパ		勇毅・ゆうちゃん	彩葉				
長男(兄)	~している人	かおっちゃん		彩葉・ほげちゃん				
長女(妹)	ねえね・ちよつと・おとん	かおっちゃん	お兄ちゃん・にーぼん					
条件①父(夫)が、その場にいる時の呼称					父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)					1			
母(妻)						1		
長男(兄)							1	
長女(妹)								1
条件②父(夫)・母(妻)が、その場にいる時の呼称					父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)					1	1		
母(妻)						1		
長男(兄)	~している人	(言った事がない)			1	1	1	
長女(妹)	ねえね・ちよつと	かおっちゃん						1
条件③父(夫)・長男(兄)が、その場にいる時の呼称					父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)					1		1	
母(妻)	おたく・パパ		勇毅・ゆうちゃん		1	1	1	
長男(兄)	~している人				1		1	
長女(妹)	ねえね・ちよつと・おとん		お兄ちゃん・にーぼん		1	1		1
条件④父(夫)・長女(妹)が、その場にいる時の呼称					父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)					1			1
母(妻)	おたく・パパ			彩葉	1	1		1
長男(兄)	~している人			彩葉・ほげちゃん	1		1	1
長女(妹)					1			1
条件⑤母(妻)が、その場にいる時の呼称					父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)					1	1		
母(妻)						1		
長男(兄)							1	
長女(妹)								1
条件⑥母(妻)・長男(兄)が、その場にいる時の呼称					父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)		あの一・もしもし	勇毅		1	1	1	
母(妻)						1	1	
長男(兄)							1	
長女(妹)		かおっちゃん	お兄ちゃん・にーぼん				1	1
条件⑦母(妻)・長女(妹)が、その場にいる時の呼称					父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)		あの一・もしもし		彩葉	1	1		1
母(妻)						1		1
長男(兄)		かおっちゃん		彩葉・ほげちゃん			1	1
長女(妹)							1	1
条件⑧長男(兄)が、その場にいる時の呼称					父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)					1		1	
母(妻)						1	1	
長男(兄)							1	
長女(妹)								1
条件⑨長男(兄)・長女(妹)が、その場にいる時の呼称					父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)			勇毅	彩葉	1		1	1
母(妻)			勇毅・お兄ちゃん	彩葉	1		1	1
長男(兄)							1	1
長女(妹)								1
条件⑩長女(妹)が、その場にいる時の呼称					父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)					1			1
母(妻)						1		1
長男(兄)							1	1
長女(妹)								1

呼ぶ人

表5は、第三者がいる状況での直接的呼称について表したものである。一番上段の行に書かれた「基本：一対一で話をする時」というのは、表1の条件①友好状態においての一対一での呼称を使用している。条件は①から⑩まであり、各々の条件により、その場にいる人が異なってくる。「その場にいる人」と書かれた列には、その場にいる人が「1」と示されている。例えば、条件②「父(夫)・母(妻)が、その場にいる時の呼称」の場合に、長男がその場に行き、父か母のどちらかを呼ぶ場合、父1、母1、長男1、長女 と記載されている。更に、表2については、第三者が存在する状況で、その場にいる人の事を呼ぶ場合のみを記載している。そのため、条件①「父(夫)が、その場にいる時の呼称」では、必然的に第三者は存在しないので、どのセルにも該当はなし、という事になる。

この表から、読み取れる合意のズレによる問題・問題表面化の回避手段は2つある。

(i) 長男による問題表面化の回避手段

条件②「父(夫)・母(妻)がその場にいる時の呼称」の、呼ぶ人が長男である場合を見してみる。長男は一対一の関係では、母の事を、「かおっちゃん」と呼んでいた。母が長女と一緒にいる場合でも、同様である。しかし、父が第三者としてその場にいる時、長男は母の事を呼ばなくなる。これは、母が「かおっちゃん」と呼ばれる事を希望はしていないが、認めている事を長男は知っているが、父は、母を「お母さん」と呼ぶ事に合意している事も長男は知っているため、「呼ばない」という手段にでているのである。「呼ばない」という手段は、問題(合意のズレ)表面化の回避手段の一つである。

(ii) 長女による問題表面化の回避手段

条件②「父(夫)・母(妻)がその場にいる時の呼称」の、呼ぶ人が長女である場合を見してみる。長女は一対一の関係では、父の事を、「ねえね・ちょっと・おとん」と呼んでいた。父が長男と一緒にいる場合でも、同様である。しかし、母が第三者としてその場にいる時、長女は父の事を「おとん」とは呼ばなくなる。これは、長女は、父が「お父さん」と呼んで欲しいのは知っているが、母は父の事を「パパ」と呼んで欲しい事を知っているがゆえに、父本人にだけや、一緒にいる父と兄に対しては「おとん」という、「お父さん」を少し曖昧にした中立的な造語で呼んでいる。しかし、母が父の側にいる場合、「お父さん」の中立的造語である「おとん」にも抵抗があるため、母の前では「ちょっと・おとん」と呼んでいる事が分かる。「おとん」という造語は、問題(合意のズレ)表面化の回避手段の一つである。

(2) 第三者がいる状況での間接的呼称について

表6 第三者がいる状況での間接的呼称について

呼ばれる人

基本：一対一で話をする時

				その場にいる人			
条件①父(夫)が、その場にいる時の呼称				父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)				1			
母(妻)			勇毅・あの子	1	1		
長男(兄)		(言った事がない)	彩葉・ぼけちゃん	1		1	
長女(妹)		おかん・お母さん	お兄ちゃん・にーぼん	1			1
条件②父(夫)・母(妻)が、その場にいる時の呼称				父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)			勇毅	1	1		
母(妻)			勇毅・あの子	1	1		
長男(兄)			彩葉・ぼけちゃん	1	1	1	
長女(妹)			お兄ちゃん・にーぼん	1	1		1
条件③父(夫)・長男(兄)が、その場にいる時の呼称				父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)		お母さん	彩葉	1		1	
母(妻)			彩葉	1	1	1	
長男(兄)		(言った事がない)	彩葉・ぼけちゃん	1		1	
長女(妹)		おかん・かおっちゃん		1	1		1
条件④父(夫)・長女(妹)が、その場にいる時の呼称				父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)		お母さん	勇毅	1			1
母(妻)			勇毅・お兄ちゃん	1	1		1
長男(兄)		(言った事がない)		1		1	1
長女(妹)		おかん・あ母さん	お兄ちゃん・にーぼん	1			1
条件⑤母(妻)が、その場にいる時の呼称				父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)			勇毅	1	1		
母(妻)					1		
長男(兄)	ごん		彩葉・ぼけちゃん		1	1	
長女(妹)	ごん・パパ		お兄ちゃん・にーぼん		1		1
条件⑥母(妻)・長男(兄)が、その場にいる時の呼称				父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)			彩葉	1	1	1	
母(妻)	ごん・パパ		彩葉		1	1	
子(兄)	ごん		彩葉・ぼけちゃん		1	1	
子(妹)	ごん				1	1	1
条件⑦母(妻)・長女(妹)が、その場にいる時の呼称				父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)			勇毅	1	1		1
母(妻)	ごん・パパ		勇毅・お兄ちゃん		1	1	1
子(兄)	ごん				1	1	1
子(妹)	ごん・パパ		お兄ちゃん・にーぼん		1		1
条件⑧長男(兄)が、その場にいる時の呼称				父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)		お母さん	彩葉	1		1	
母(妻)	ごん・パパ		彩葉		1	1	
子(兄)						1	
子(妹)	ごん・おとん	かおっちゃん				1	1
条件⑨長男(兄)・長女(妹)が、その場にいる時の呼称				父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)		お母さん		1		1	1
母(妻)	ごん・パパ			1		1	1
子(兄)	ごん	かおっちゃん				1	1
子(妹)	ごん・おとん	かおっちゃん				1	1
条件⑩長女(妹)が、その場にいる時の呼称				父(夫)	母(妻)	長男(兄)	長女(妹)
父(夫)		お母さん	勇毅	1			1
母(妻)	ごん・パパ		勇毅・お兄ちゃん		1		1
子(兄)	ごん	かおっちゃん				1	1
子(妹)						1	1

表 3 は、第三者がいる状況での間接的呼称について表したものである。表 2 と同様に、

一番上段の行に書かれた「基本：一対一で話をする時」というのは、表1の条件①友好状態においての一対一での呼称を使用している。条件は①から⑩まであり、各々の条件により、その場にいる人が異なってくる。「その場にいる人」と書かれた列には、その場にいる人が「1」と示されている。例えば、条件②「父(夫)・母(妻)」が、その場にいる時の呼称の場合に、長男がその場に行き、父か母のどちらかを呼ぶ場合、父1、母1、長男1、長女と記載されている。更に、表3については、第三者が存在する状況で、その場にはいない人の事を呼ぶ場合のみを記載している。

この表から、読み取れる合意のズレによる問題・問題表面化の回避手段は5つある。

(i) 父による問題表面化の回避手段

条件③④⑧⑨⑩をしてみる。父は、母の事を子供(長男、長女)に話す時、「お母さん」と呼んでいる。しかし、表2を見ると、父は母に対して直接的に「お母さん」と呼ぶ事はない。これは、父と母の権力構造にも関わることである。というのは、父は、母が「ママ」と呼んで欲しい(「お母さん」と呼ばれる事に合意していない)事を知っているので、母の事を「お母さん」と呼ぶ事ができない。一方で、母は父の事を「パパ」と呼ぶ事から、2人の間の権力は母の方が父よりも強い事が分かる。これは、1つの合意のズレによる問題であり、問題(合意のズレ)を表面化させないようにしている父の一つの手段である。

(ii) 母・長男・長女による問題表面化の回避手段

条件⑤⑥⑦⑧⑨⑩をしてみる。母は、父の事を子供(長男、長女)に話す時、「ごん」と呼んでいる。しかし、表2を見ると、母は父に対して直接的に「ごん」と呼ぶ事はない。更に、条件⑤⑥⑦⑧⑨⑩をしてみる。長男は、父の事を母や長女に話す時、「ごん」と呼んでいる。しかし、表2を見ると、長男は父に対して、直接的に「ごん」と呼ぶ事はない。これは、父は「ごん」と呼ばれる事に合意していないという事を、母・長男・長女ともに知っているため、本人には「ごん」と呼ばないようにしている。つまり問題(合意のズレ)の表面化を回避している策の一つである。

(iii) 長女による問題表面化の回避手段

条件⑥をしてみる。長女は、母と長男が一緒にいる時には、父の事を「ごん」と呼ぶ。更に、条件⑤⑦をしてみる。長女は、母のみに対しては、父の事を「ごん・パパ」と呼ぶ。最後に、条件⑧⑨をしてみる。長女は、長男のみに対しては、父の事を「ごん、おとん」と呼ぶ。この3つの条件を比べてみると、一つの仕組みが見えてくる。4-1(1)(ii)で、直接父に呼びかける時には、「おとん」という「お父さん」でも「パパ」でもない曖昧な中立的な造語呼称をつくっていると述べたが、兄に父の事を話す時も同様に、「おとん」とも呼んでいる。しかし、母は「ごん」以外には「パパ」と呼ぶ事に同意しているので、母と長男が一緒にいる時には、長女は、両者が合意している中立的呼び方である「ごん」

を使用するのである。つまり問題（合意のズレ）の表面化を回避している策の一つである。

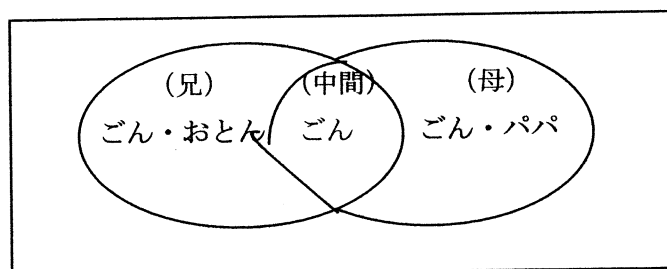


図5 第三者がいる状況での長女による父への間接的呼称について

(iv) 長男による問題表面化の回避手段

条件①③④をしてみる。長男は、父が側にいる時、母の事を呼ばない。これは、4-2(1)(i)と同様に、母が「かおっちゃん」と呼ばれる事を希望はしていないが、認めている事を長男は知っているが、父は、母を「お母さん」と呼ぶ事に合意している事も長男は知っているため、「呼ばない」という手段にでているのである。「呼ばない」という手段は、問題（合意のズレ）表面化の回避手段の一つである。

(v) 長女による問題表面化の回避手段

条件①④をしてみる。長女は、父のみに対しては、母の事を「おかん・お母さん・ママ」と呼ぶ。更に、条件③をしてみる。長女は、父と長男が一緒にいる時には、母の事を「かおっちゃん・おかん」と呼ぶ。最後に、条件⑧⑨をしてみる。長女は、長男のみに対しては、父の事を「どん、おとん」と呼ぶ。この3つの条件を比べてみると、一つの仕組みが見えてくる。「おとん」という呼称が生じたのと同じ仕組みで、父に母の事を話す時には、「おかん」という、「お母さん」でも「ママ」でもない曖昧な中立的な造語呼称をつくっている。それに対して、兄に母の事を話す時は「かおっちゃん」と呼んでいる。しかし、長女にとって、長男は父よりも母の呼称に融通が利く（これは、長女からみて父と長男においての権力的関係が父の方が強いため。）ので、父と長男が一緒にいる時の母への呼称は、父が認めている「おかん」の方が「かおっちゃん」をよりも頻繁に使用するのである。これも、問題（合意のズレ）の表面化を回避している策の一つである。

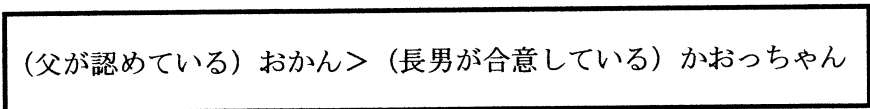


図6 第三者がいる状況での長女から母への間接的呼称について

4-3 大八木家の問題（合意のズレ）表面化の回避手段まとめ

以上のように、大八木家では問題（合意のズレ）が生じた時、その問題が表面化しない

ように、様々な手段をとっている。父は、自分の本音（母の事をなんと呼びたいかを、母に伝えない事）を本人には隠す手段をとっている。母は、合意が得られていない呼称は本人に対して使用する事は避ける（父に直接「ごん」と呼ばない事）手段をとっている。長男長女は、合意が得られていない呼称を本人に対して使用する事は避ける手段はもちろんであるが、父母両者の合意を考慮した結果、「呼ばない」という手段や、「曖昧な中立的な造語呼称」を作る手段や、第三者によって使用する呼称を変更させる手段などをとっている。つまり、呼称の合意ができていない事を表面化させないために、家族全員が無意識のうちに様々な葛藤を乗り越え、工夫を施しているのである。

5章 おわりに

合意制家族は、お互いの合意や共同選択によって成り立つ家族であり、各々の意見や選択が分かると離婚や家族崩壊にもつながりやすい集団である。よって、現在の人々は、自由な反面、常に家族崩壊の危険性が伴っており、孤独や寂しさや焦燥感などを感じやすい状況に直面している。このような環境の中で、子供を作らない事や同居しない事はそのような危険性（離婚や家族崩壊）に対するリスクを軽減はしてくれるが、逆にリスクを高める事にもなっている。そのような策をとらずに、家族4人で同居している大八木家の場合は、どうだろうか。子供の有無や同居によって家族崩壊をまぬがれているのだろうか。今回の調査によって、子供がおり家族で同居している事によって、大八木家は家族を維持できている事が分かった。今回は、呼称のみの調査によって、家族内の同意形成度などを計ってきたが、呼称は人と人とを繋ぐ大きな役割を果たしている、と考えられる。

平成14年以降から、離婚率は減少し、家族を必要とする価値観は大きくなりつつある。実際に大八木家でも、一時はお互いのコミュニケーションが崩れていた（呼称の合意すら得られていない状態）が、現在4人共が問題を表面化させないようにする工夫を施している事に加え、この先の夫婦関係を再構築しようとする努力もみられた。

合意制家族は、愛情という見えないもので結ばれているが故に、脆く壊れやすいものである。よって、家族内合意が得られない時、様々な工夫や手段を施す行為は、労力も時間もかかり、家族を手放す事は容易である。しかし、愛情で形成された集団であるからこそ、成員同士の愛情によって支え合える集団でもあると言えるだろう。今後も、日本はしばらくの間は合意制家族を継続させるであろう。しかし、その中で人々は家族を継続させる努力を始めるだろう。どれだけ、個人が重視される時代になったとしても、家族無しで生きていく事は、常に不安や寂しさが絶えない生活を意味するという事を再確認し始めたから。家族は愛情で繋がっており、脆いようで、頑固な集団である。